

令和6年6月吉日

各位

株式会社 東京リーガルマインド
ハラスメント被害者等に対する相談対応事業
事務局

厚生労働省委託事業「ハラスメント被害者等に対する相談対応事業」に関する
ご案内

弊社東京リーガルマインドは、厚生労働省より令和6年度「ハラスメント被害者等に対する相談対応事業」を受託し、「カスタマーハラスメント」に関する相談対応を行っております。

「カスタマーハラスメント」とは、「顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為」のことをいい、企業は、不当・悪質なクレーム等に対して従業員を守る対応が求められています。

「ハラスメント悩み相談室」では、令和5年4月より労働者が安心して働き続けられるよう、カスタマーハラスメントに関する相談を受け付けています。

相談窓口は、24時間体制でメールやSNS(LINE)での相談に応じています。

つきましては窓口案内用チラシを送付させていただきますので、本事業の周知にご協力をいただきましたら幸いです。

以上、本件でのご質問、ご不明点などございましたら下記運営事務局までご連絡ください。何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10

アーバンネット中野ビル

株式会社 東京リーガルマインド

担当部署 公共事業本部

運営事務局 篠原 仁

TEL : 03-5913-6085

E-mail : harassment-soudan@lec.co.jp



カスタマーハラスメント

相談無料

悩み相談室

お悩み・お困りの方、ご相談ください。

相談受付 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



受付：24時間、365日
受付後原則3営業日以内に返信します



メール相談

又は



SNS相談



LINE 友だち追加



カスタマーハラスメントとは
顧客等からの著しい迷惑行為のことです



顧客等からの著しい迷惑行為の例

- ①長時間にわたる拘束
 - ②頻繁に来店し、その度にクレームを行う
 - ③大声での恫喝、罵声、暴言の繰り返し
 - ④暴力行為や物の破壊行為
 - ⑤脅迫的な言動
 - ⑥SNS/インターネット上での誹謗中傷
 - ⑦セクシュアルハラスメント
- ☆上司に相談しても対応してくれない

【相談室利用の際の注意点】

- 日本語のみに対応いたします。
- カスタマーハラスメント悩み相談室は、厚生労働省委託事業であり、ハラスメントに該当するか否かの判断をすることはできないこととなっております。ご相談なさる方は、その旨ご留意いただけますようお願いいたします。
- 個人情報の取扱いについては、カスタマーハラスメント悩み相談室の「このサイトについて」をご確認ください。